



名寄市立大学の窓から

知への誘い

vol.84



保健福祉学部 社会保育学科 講師 義基 祐正

子どもにとってホッとする居場所とは？

子ども時代にとって、ホッと一息できる時間はとても大切です。何もしないでボーっとする時間、どうしようかと揺れつつ、悩みながら立ち止まって過ごす時間、それらは今年(2019年)国連で、採択から30年が経過する子どもの権利条約の第31条で「休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する子どもの権利」として子どもたちに認められている権利です。ですが、残念ながら現在の日本の子どもたちは、とても忙しく過ごしている現状があるのではないのでしょうか。毎日の学校生活、宿題、塾に習い事……。けっして個々の家庭が悪いわけではないのですが、社会全体が競争的な環境となっているがゆえ、子どもたちは大人以上に忙しく過ごしている実態があ

ることは否定できません。こうした環境は、子どもたちにとって他者の存在にも影響を及ぼします。それは、例えば友だち関係では、一緒に遊ぶ協働的關係ではなく、競争相手としての評価される(する)關係性になつてはいないのでしょうか。そのため、關係性は表面的で希薄になりつつあり、「私が私であつてよい」とする自己承認が得られにくく、満たされないことも多くなり、自己肯定感が低くなつてしまいます。

私は、そうした現状を直視した場合に、今大切なのはケアの關係が成り立つ社会福祉的居場所の存在だと考えています。居場所として大切なのは、ただ居ることを認め合う場と空間です。「何かをしなければならぬ」という縛りはなく、居ることも居ないことも自由であることを認め合います。しかし、居ないことの自由を認めるためには、居なくてもその場や空間に存在していること、その居場所の構成員であることを認め合っていることが重要です。そうすることで、その居場所が、一人ひとりにとって自由に参加できる場や空間であり、重荷になりません。そのうえで、ケアする側(居場所を提供する大人)がただ傍らに在り続ける關係性が重要です。ただ傍らに在り続けるとは何もしないということではありませぬ。一緒の場や空間にいな

がら、ケアされる側(子ども)が安心して心をゆだねられる關係性を築くためには、自分という存在をゆつくりと認識し、「私は私でいいのだ」という安心感を築いていく必要があります。そのためには、共生し合う關係性が必要です。ただ傍らに在り続けることで生じるケアの応答關係を大切にしたい居場所づくり構築が求められているのだと思います。

ケアは双方向的な営みです。大人が子どもたちをケアすると子どもたちから返ってくるものが必ずあります。子どもたちにとって、自己承認欲求が満たされ、自己肯定感を育む居場所づくりは、きつと大人たちにとってもケアされる場や空間として機能するでしょう。子どもの権利条約が国連で採択されて30周年、日本が批准して25周年の今年だからこそ、あらためて子どもの権利の視点から子どもたちの今を見てみたいものです。

大学図書館へようこそ！

何かと忙しい年末を迎えました。学科によって締め切りは違いますが卒論の提出日が迫り、年明けには国家試験が順次行われ、4年生にとっては最も大変な時期となります。3年生もそろそろ来年を見据え、準備を始めていることでしょう。図書館では暖かく静かな環境を提供し、学生たちを応援しています。

- 【12月の開館について】
- ・12月29日(日)から1月5日(日)まで休館です。
- ・12月28日(土)は午後5時で閉館です。

◆問い合わせ
名寄市立大学図書館 ☎01654@7671(直通)

大学図書館にはこんな本があります

- ～く「知」への誘い～からもう1歩～
子どもの権利・居場所について考える本を紹介します。
『〈居場所〉の喪失 これからの〈居場所〉』
総合人間学会/編 学文社
- 「居場所」とは何か、失われた「居場所」をどう取り戻すか、学際的に取り扱った論集です。
『子どもとつくる地域づくり 暮らしの中の子ども学』
野本三吉(加藤彰彦)/著 学苑者
- 子どもの貧困支援の研究者・実践者としての子ども論。講演の収録も多く、語り口調の文章がわかりやすいです。
『子ども白書2019』 日本子どもを守る会
- 特集は「子どもは「生きて」いるか 子どもの権利条約30年のいま」子どもをめぐる状況を解説しています。
※こちらは参考図書扱いですので館外貸出はできません。

